平成24年３月19日
第2369号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○形質変更時要届出区域の指定（１３４・環境管理課）……1
○国土調査の指定（１３５・農山村振興課）……1
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（１３６・水産漁港課）……2
○争議行為の予告（１３７・雇用労働政策課）……4
○都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告（１３８・下水道課）……5
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……5

告　示

秋田県告示第134号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　指定する区域　横手市十文字町仁井田字八萩５番１及び84番の一部（別紙図面のとおり。）
２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
３　省令第31条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物
備考　「別紙図面」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び平鹿地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第135号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条第３項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第５項の規定に基づき、公示する。

平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１(1)　調査の種類
地籍調査
(2)　指定年月日
平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
秋田市
(4)　調査地域
秋田市大字河辺和田の一部
(5)　調査期間
平成24年４月２日から平成25年３月29日まで
２(1)　調査の種類
地籍調査
(2)　指定年月日
平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
男鹿市
(4)　調査地域
男鹿市五里合大字鮪川の一部

(5)　調査期間
　平成24年４月２日から平成25年３月29日まで
3(1)　調査の種類
　地籍調査
(2)　指定年月日
　平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
　横手市
(4)　調査地域
　横手市大字大森町の一部
(5)　調査期間
　平成24年４月２日から平成25年３月29日まで
4(1)　調査の種類
　地籍調査
(2)　指定年月日
　平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
　大館市
(4)　調査地域
　大館市大字花岡町の一部
(5)　調査期間
　平成24年４月２日から平成25年３月29日まで
5(1)　調査の種類
　地籍調査
(2)　指定年月日
　平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
　潟上市
(4)　調査地域
　潟上市大字天王の一部
(5)　調査期間
　平成24年４月２日から平成25年３月29日まで
6(1)　調査の種類
　地籍調査
(2)　指定年月日
　平成24年３月12日
(3)　調査を行う者の名称
　由利本荘市
(4)　調査地域
　由利本荘市大字鳥海町栗沢の一部
(5)　調査期間
　平成24年４月２日から平成25年３月29日まで

秋田県告示第136号

　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第４条第７項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成24年３月８日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

　　平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1　海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1)　本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、

近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成24年のさんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

(1) 平成23年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成23年4月から平成24年3月まで 若干

イ まあじ

平成23年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成23年7月から平成24年6月まで 27トン

(2) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成24年4月から平成25年3月まで 若干

イ まあじ

平成24年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成24年7月から平成25年6月まで (注) トン

(注) ずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

⑵　まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

⑶　ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

4　第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海　　域	期　　間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第一種漁業）	秋田県地先水面	平成24年９月１日から平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成24年２月１日から平成24年３月31日まで	3,099

5　第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海　　域	期　　間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第一種漁業）	秋田県地先水面	平成24年９月１日から平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成24年２月１日から平成24年３月31日まで	3,099

6　知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

⑴　まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」及び「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

7　その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

⑴　海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

⑵　海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第137号

平成24年３月９日中通病院労働組合執行委員長森茂から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第４項の規定に基づき、公表する。

平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　事件

⑴　一時金及び手当に関すること

⑵　職員増員に関すること

⑶　労働条件の改善に関すること

⑷　その他

２　日時

平成24年３月23日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

３　場所

秋田市中通六丁目１番23号	社会医療法人明和会本部
秋田市南通みその町３番15号	中通総合病院
秋田市中通六丁目１番58号	中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
秋田市土崎港北六丁目１番５号	港北中通診療所
秋田市南通みその町４番17号	中通健康クリニック
秋田市仁井田潟中町２番41号	ふき健診クリニック
秋田市楢山登町３番18号	中通高等看護学院
秋田市中通五丁目９番22号	中通訪問看護ステーション及びケアプランセンター
大仙市大曲上栄町６番４号	大曲中通病院
大仙市大曲上栄町４番３号	大曲中通歯科診療所及び大曲訪問看護ステーション
大仙市大曲日の出町二丁目３番27号	大曲みなみクリニック

４　概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項において準用する同法第62条第１項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　都市計画事業の種類及び名称

昭和63年建設省告示第2335号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）

２　施行者の名称

秋田県

３　事務所の所在地

⑴　秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部下水道課

⑵　北秋田市鷹巣字東中岱76番１号　北秋田地域振興局建設部

４　事業地の所在

⑴　収用の部分　変更なし

⑵　使用の部分　変更なし

公　　　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成24年３月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日

平成24年３月５日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　秋田歴史文化伝承会

３　代表者の氏名

庄　内　昭　男

４　主たる事務所の所在地

秋田市東通仲町15番17号

５　定款に記載された目的

この法人は、秋田県の歴史文化に興味をもつ県民を対象として、昭和時代を中心とする歴史資料の展示公開や保管を行い、学術文化振興に寄与することを目的とする。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　　巧　秋田市山王七丁目５番29号